

通所介護
重要事項説明書
＜2025 年 3 月 1 日～＞

1. 当法人の概要

名 称	社会福祉法人 夢のみずうみ村
法 人 所 在 地	〒753-0801 山口市中尾木乃 7 8 7 番地 1
電 話 番 号	0 8 3 - 9 9 5 - 2 8 2 0
代 表 者 氏 名	理事長 宮本 志郎

2. 事業所の概要

(1) サービスの種類と地域

名 称	夢のみずうみ村新樹苑デイサービスセンター
事 業 所 番 号	1 3 7 1 2 1 4 4 0
所 在 地	〒156-0056 世田谷区八幡山 3 - 1 8 - 2 7
管 理 者	吉山 周作
連 絡 先	電話：0 3 - 6 3 7 9 - 9 8 2 2 FAX：0 3 - 6 3 7 9 - 9 8 2 9
サ ー ビ ス 提 供 時 間	月曜日から金曜日 (1 2 月 3 0 日から 1 月 3 日までを除く) 午前 9 時 5 0 分から午後 4 時 0 0 分まで
対 象 地 域	世田谷区の地域。 但し、この地域外に居住される方に対し、サービスの提供を妨げるものではありません。

(2) 職員体制

	員数（兼務）	勤務形態 （兼務内容）	職務内容
管理者	1名(1名)	常勤兼務・8:30~17:30 (機能訓練指導員と兼務)	業務管理
看護職員	2名(2名)	常勤兼務・8:30~17:30 (介護職員と兼務2名)	看護業務
生活相談員	2名(2名)	常勤兼務・8:30~17:30 (介護職員と兼務2名)	相談支援業務
機能訓練指導員	5名(5名)	常勤兼務・8:30~17:30 (管理者と兼務1名) (介護職員と兼務4名)	機能訓練業務
介護職員	18名 (12名) 非常勤 1名	常勤（専従/兼務）・8:30~17:30 (専従6名) (看護職員と兼務2名) (生活相談員と兼務2名) (機能訓練指導員と兼務4名) (併設施設介護職員と兼務1名) (厨房職員と兼務3名) 非常勤・8:30~17:30	介護業務

* 上記の職員数は、利用人数及び事業を進める上で変動する場合があります。

(3) 定員 93名

3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	リハビリをして以前のような自分の体に近づきたい、動かしたいという願いを果たせる援助をします。
運営方針	・お宅での日常生活動作（食事・排泄・入浴・整容・更衣など）がうまくいっているかを重視します。 ・生活を楽しんでいるかを絶えず気にかけます。 ・すべてのことがらをご自分でお決めいただきます。 ・何とか、立って動作できな考えます。 ・訓練は「生活を楽しむ」「生きている喜びを味わう」ために行います。

4. 料金

(1)介護保険利用者負担分

＊1単位は、10.9円

通所介護利用料

【通所介護費】

要介護1	543単位	1日につき
要介護2	641単位	
要介護3	740単位	
要介護4	839単位	
要介護5	939単位	

【通所介護諸加算】

入浴介助加算Ⅰ	40単位加算	1日につき
個別機能訓練加算Ⅰ2	76単位加算	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位加算	
送迎減算（片道）	47単位減算	
同一建物減算	94単位減算	
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位加算	1月につき
科学的介護推進体制加算	40単位加算	
ADL維持等加算Ⅰ	30単位加算	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の90／1000加算	

(2)その他の費用

①食費

料金： 1食あたり 800円

＊当日の午前10時までに申し出がない限り、特別な事情があり昼食を食べられなかった場合も請求させていただきます。

②プログラム材料費

プログラム	料金
料理教室	1回につき200円
パン教室	1回につき150円
陶芸教室	粘土90グラムにつき 50円
かんたんお菓子作り教室	1回につき100円
本格お菓子作り教室	1回につき200円

＊前記の他、活動の内容によっては別途材料費(実費分)をいただくことがあります。

③複写料

サービス提供記録の複写をお求めの場合は、複写にかかる実費をご負担いただきます。

料金： 1枚につき10円

(3)キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、ご利用当日の午前8時30分までに申し出がなかった際には、昼食をすでにご準備させていただいていることから、昼食代相当の金額(780円)をキャンセル料として請求させていただきます。

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、この限りではありません。

(4)体調不良等の理由によるサービスの中止

①次の事由でサービスを中止した場合、料金は発生いたしません。

- ・病気等でサービスの提供をお断りする場合。
- ・当日のバイタルチェックの結果、事業所の判断によりサービスを中止する場合。

②ご利用中に体調不良等の理由によりサービスを中止した場合は、そのサービス提供時間に応じて利用料等の料金をいただきます。

5. サービスご利用にあたっての留意事項

送迎時間のご連絡	ご利用前に書面にてご案内します。
サービスの中止・変更	以下の場合には、利用者または家族に連絡の上、サービスを中止または変更する場合があります。 ①インフルエンザ等の感染症によりサービスを継続することが困難な時。 ②台風、積雪その他異常気象時または災害等によりサービスの実施が困難な時。 ③施設の保守管理のためサービス実施が困難な時。

6. 緊急時の対応

サービス提供中に緊急の事態が発生した場合は、速やかに緊急連絡先に連絡をするとともに、救急車を呼ぶなど必要な措置を講じます。

※ただし、緊急連絡先と連絡が取れない場合、もしくは指示が仰げない場合は、必要に応じて救急車等の手配を行います。

緊急連絡先 ①	氏名	続柄
	住所	
	電話番号	
緊急連絡先 ②	氏名	続柄
	住所	
	電話番号	

* 常時ご連絡できるところをご記入下さい。

利用者の かかりつけ 医療機関	医療機関名
	主治医
	電話番号

* あればご記入下さい。

7. 非常災害対策

対応方法	サービス提供中に天災その他災害が発生した場合、従業者は利用者の避難など、適切な措置を行います。また、管理者は、非常災害に関する具体的計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路、協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を取ります。
平時の訓練	非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的（年1回以上）行います。

8. 感染症対策

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。 ①従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。 ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。 ③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。 ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。 ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。
--

9. 業務継続に向けた取り組み

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。 ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。 ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
--

10. 虐待防止に関する窓口

人権擁護・虐待防止	事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、指針を整備し、責任者を設置する等必要な体制の整備を行います。事業所の従業員に対し、虐待防止を啓発・普及するための措置を講じます。サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者（家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに ① 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。 ② 当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、区をはじめ、各協力機関に通報します。 ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。 ④ 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。
責任者	吉山 周作

11. ハラスメントの防止対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。 ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。 (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為 (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為 (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。 ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。 ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施し、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。 ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、各関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。
--

1 2. 苦情相談窓口

(1) 当事業所における苦情の受付

通所介護等に関する相談・要望・苦情等は管理者もしくは下記相談窓口までお願いいたします。

○窓口担当者	〈職名〉生活相談員	田浦 勉
	〈職名〉生活相談員	横田 智美
	〈職名〉生活相談員	吉山 周作
○苦情解決責任者	〈職名〉管理者	吉山 周作
○電話番号	03-6379-9822 (代表)	
○受付時間	毎週 月曜日から金曜日 (午前8:30～午後5時30分)	
	*ただし、年末年始を除く	

(2) 主な公共機関相談窓口

世田谷区役所 介護保険課

住所：東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号 (第二庁舎1階)

TEL 03-5432-1111 (代表)

東京都国民健康保険団体連合会

住所：東京都千代田区飯田橋3丁目5番1号 東京区政会館11階

TEL 03-6238-0011 (大代表)

13. 特記事項

夢のみずうみ村では、あえてバリアフリーの環境にしておりません。階段、段差、傾斜、狭い通路、人の往来など、施設には様々な障壁（バリアー）があります。また、プログラムによっては、火、刃物、機械、道具を使う危険もあります。これらの障壁（バリアー）のある環境は、リハビリテーションの効果を高めるため、意図的に設置をしているものです。こういった障壁（バリアー）のある環境の中で過ごすことで、ご家庭や外出時において遭遇される可能性のある危険性を体験することや、それらへの対処方法、克服するための方法を学んで頂くことをねらいとしております。

リハビリ上最大限の配慮は致しますが、転倒等の事故を完全に防ぐことは出来ない場合があります。やや危険性の高い環境の中での活動であるということをご理解ください。

万が一、転倒等の発生またはその他の緊急事態が生じた場合は、速やかに家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに、医療機関、救急隊、市区町村等に連絡をとるなど必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故の場合には、下記保険の範囲内にて損害賠償を速やかに行います。

事業所加入保険	保険名：損害保険ジャパン		
	居宅サービス事業者賠償責任保険 ウォームハート		
	補償内容：身体・財物共通	1 事故限度額	1 億円
	管理財物	1 事故限度額	1 5 0 万円
	内現金等		1 5 万円

年 月 日

通所介護等のサービス提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を行ないました。

<事業者>

法人名 社会福祉法人 夢のみずうみ村
代表者 理事長 宮本 志郎
事業所名 夢のみずうみ村新樹苑デイサービスセンター
(介護保険事業所番号 1371211440)
所在地 東京都世田谷区八幡山3-18-27
説明者 (氏名)

年 月 日

本書面に基づいて事業者から通所介護等のサービス提供及び利用について重要事項説明書の交付および説明を受け、同意しました。

<利用者>

住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____

<代理人又は立会人>

住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____
続柄 _____

*代筆の場合は理由をお書きください。

()